

ジェネリック医薬品切替えに関するお知らせをお送りします

平成23年12月28日
大阪府後期高齢者医療広域連合

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者のお薬代の窓口負担の軽減や、医療保険財政の改善につながるものとしてジェネリック医薬品の利用を推奨しており、今年度からジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知を送付することとしています。

対象者： 主に生活習慣病等の医薬品を長期に処方されている方で、一定額以上のお薬代が軽減される見込みの方

送付日： 平成24年1月初旬

その他： ジェネリック医薬品を正しくご理解いただき、必ず医師や薬剤師にご相談ください。

必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければいけないというものではありません。



ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、効き目や安全性が実証されているお薬（先発医薬品）と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。

ご利用にあたっては、次のことにご注意のうえ、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

- すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 医療機関・薬局で常備できる医薬品には限りがあり、取寄せが必要となる場合があります。
- 先発医薬品と比べて色や大きさ、形などが異なる場合があります。
- 使用できる病気（効能）が異なるなどの理由で切替えできない場合があります。

ご理解とご協力をお願いいたします。